

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵閣第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
1511.90	<p><u>1. 粗製のパームステアリン (Crude palm stearin)</u></p> <p>本品は、主成分がトリグリセリドを主成分とし、5%以下の遊離脂肪酸、0.25%以下の水分及び不純物を含有する。一般的に室温では半固体状であり、パーム粗油を1回又は複数回分別することにより得られた高融点分別物である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
1511.90	<p><u>2. 精製し、漂白し、脱臭したパームステアリン (RBD palm stearin)</u></p> <p>本品は、トリグリセリドを主成分とし、0.2%以下の遊離脂肪酸、0.15%以下の水分及び不純物を含有する。融点は33～39度で、白から黄色味を帯びた固体状の分別物であり、温度管理した状態で結晶化させたパーム油を分別することにより得られる。本品は、料理用の油として、ショートニングマーガリン用及び菓子やベーカリー製品の製造用に使われる。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1904. 10 1. 押出しによりカール状に成形されたクリスプスナック製品</p> <p>本品は、<u>主としてひき割りとうもろこし</u>から成り、ひまわり油及びチーズパウダーを添加したものである。このチーズパウダーは、バターミルクパウダー、着色料（パプリカ抽出物）及び塩を含有する。</p> <p>このひき割りとうもろこしは、当初 12~13% の水分を含有しているが、必要とする圧力及び高温下において押出し機内で最適な摩擦を得るために、更に 2~6% の水分を添加することにより湿度を与えられる。押し出し成型した後、とうもろこしのカール状物は乾燥され、香味付けドラムの中でチーズパウダー及びひまわり油が添加される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2007. 99	<p><u>1. 桃のピューレー</u></p> <p>本品は、<u>生鮮の桃を潰し、目開きが 0.4~0.8mm のふるい</u>に通して得られる。その後、更に、物品中の水分量を減らし<u>粘性を増すため、50~60 度の温度で減圧（真空）下において</u>50~60 分間、蒸気により熱処理される。本品は 160kg 又は 235kg のドラム缶で提示される。</p> <p><u>通則 1（第 20 類注 5）及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106. 90	<p><u>30. 噴霧乾燥した青りんごピューレーにより得られた調製品</u></p> <p>本品は、<u>担体として添加されたマルトデキストリンを最終製品に対する重量比で 57% 含有しているものである。本品は、粉状で、水に完全に溶解し、例えばミルクパウダーといった食料品に添加されるものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
2106. 90	<p><u>31. 噴霧乾燥したほうれん草ジュースにより得られた調製品</u></p> <p>本品は、<u>炭酸カリウム（酸性度調整剤）及びマルトデキストリン（担体）が添加されたものである。マルトデキストリンを最終製品に対する重量比で 70% 含有している。本品は、粉状で、水に完全に溶解し、例えば野菜スープやソースといった食料品に添加されるものである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
2309.90	<p><u>7. 飼料用の調製品</u></p> <p><u>本品は、微粒剤で、水素添加したパーム油 (89.45%)、粗製の大豆レシチン (10%)、二酸化ケイ素 (0.5%) 及び風味増強剤 (0.05%) から成るものである。本品は豚の飼料用添加物として使用され、正味重量 25kg 又は 800kg の袋入りにされている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)
3701.30	<p><u>1. 感光性プレートで露光してないもの</u></p> <p><u>本品（大きさ：550mmx650mmx0.3mm、605mmx730mmx0.3mm 及び 743mmx925mmx0.3mm）は、紫外線（UV）感受性化学物質（有機樹脂（フェノール性）及びジアゾ化合物の混合物）で被覆され、電気化学的にグレイン（砂目立て）処理されたアルミニウムのシートからなるものである。</u></p> <p><u>ネガフィルム又はポジフィルムを通して紫外線で露光、現像及び処理された後、オフセット印刷に使用される。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
6102.30	<p><u>1. 女子用の衣類（メリヤス編みのもの）</u></p> <p><u>本品（ポリエステル 100%）は、長袖、ポケット及び襟を有し、正面で全面をスライドファスナー（ジッパー）によって開閉できるものである。</u></p> <p><u>本品は、女子用の外衣にスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら 2 つの衣類は共に提示される。</u></p> <p><u>通則 1（第 11 部注 14 及び第 61 類注 9）及び 6 を適用</u> <u>6210.50/1 参照</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
6210.50	<p>1. 女子用の衣類</p> <p><u>本品は、ナイロン 100%の織物からなるもので、肉眼により判別することができないものの、外面にプラスチック（ポリウレタン）が塗布されている。内面には、ナイロン 100%の織物の裏地があり、肉眼により判別することができるプラスチックの層で被覆されている。本品は、襟、ポケット、スライドファスナー（ジッパー）によって取り外し可能なフード、プレススタッズ、ホック及び環状（ベルクロ）ストリップを有している。すそに絞るための縫めひもが付いており、ホック及び環状（ベルクロ）ストリップにより所定の位置に置かれたポケットの下に隠れたスライドファスナー（ジッパー）で、右を左の上にして前面で閉じるようになっている。</u></p> <p><u>本品は、女性用インナーに、内部のスライドファスナー（ジッパー）で取り付けられるようになっている。本品は単独で着用することも可能であり、これら 2 つの衣類は共に提示される。</u></p> <p><u>通則 1（第 11 部注 14、第 59 類注 2(a)、第 62 類注 5 及び 8) 及び 6 を適用</u> <u>6102.30/1 参照</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6307.90 <u>6. クリーンルーム用綿棒 (Cleanroom swabs)</u></p> <p><u>本品（長さが 12.8 又は 16.2cm）は、ポリプロピレン製の柄、二層のポリエチル製編物を熱圧着した一方の端からなるものである。</u></p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8528.51	<p><u>5. カラーモニター</u></p> <p><u>本品は、23 インチ (58.4 センチメートル) の薄膜トランジスター液晶ディスプレイ (TFT LCD) アクティブ・マトリクスピネルから成り、制御用電気回路、一体型のスピーカー、1 つの VGA (Video Graphics Array) コネクター、1 つの HDMI (High-Definition Multimedia Interface) コネクター、1 つの音声入力コネクター及び前面操作装置（メニュー、マイナス／音量、プラス／電源、入力選択／自動）と同一ハウジング内で結合しているカラーモニターである。</u></p> <p><u>本品は、以下の基本的な特性を有する。</u></p> <p><u>－解像度（最大）：1920 × 1200 (60Hz) ピクセル（アナログ入力）、画素ピッチ 0.265 ミリメートル</u></p> <p><u>－輝度：300 カンデラ／平方メートル</u></p> <p><u>－コントラスト比：1000:1</u></p> <p><u>－水平周波数：24～83 キロヘルツ</u></p> <p><u>－垂直リフレッシュレート：48～76 ヘルツ</u></p> <p><u>－暗号化されていない (non-encrypted) high definition content の送信を防ぐための High-bandwidth Digital Content Protection (HDCP) に対応</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8541.40 <u>1. 62 個の発光ダイオード (LED) パッケージのアセンブリ</u></p> <p>本品は、底部に電気コネクターを有した印刷回路基板（長さ 440 ミリメートル、幅 5 ミリメートル）の上に、62 個の発光ダイオード (LED) パッケージが実装されたもの。いずれのパッケージも内部で結合された LED チップ及びダイオードから成る。パッケージの表面は蛍光材料で塗布されている。本品は、LCD (液晶ディスプレイ) テレビのバックライトユニット、管状型 LED ランプ及び外部照明に使用される。本品は、交流電力を整流し、LED に使用可能なレベルの電圧に変換するために必要な制御回路を有していない。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8704.21	<p>3. 二輪駆動車</p> <p><u>本品は、シリンダー容積が 1,686 立方センチメートルのピストン式圧縮点火内燃機関（ディーゼル）エンジンを持つ。</u></p> <p><u>本品は、前部区画に、窓のついた 2 枚のドア、運転手と乗員 1 人用の安全装置が付いた 2 つのシート、快適性を備えた単一の取り囲まれた空間を持つ。2 つのシートの後ろに、車の前方部分と荷物を積み降ろしするための台を有する後部部分を分ける仕切り（ボルト止めされている）がある。後部部分には、常設のシート、シートや安全装置を装着するための常設のアンカーポイント及び取り付け具、快適性、安全性のための設備はなく、台に紐で積荷を固定するための 4 つの輪がある。前部座席の後ろに 2 つの空間があり、二番目の列を作るために他の座席を装着することができる。積荷区画には、後部の跳ね上げ式ドアを通してのみ入ることができる。</u></p> <p><u>車両の総重量は 1,950 キログラムで、空車重量は 1,290 キログラムである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
8711.50	<p>1. モーターサイクル</p> <p><u>本品は、特別に改造され、消火装置を取り付けられている。</u> <u>消火装置は、増設されたステンレス製のフレームに取り付け</u> <u>られており、混合された水及び泡を収納するための内部で連</u> <u>結された 2 つの 25 リットルタンク、圧縮空気を運搬するた</u> <u>めの 300 バール圧に満たされた 6.8 リットルのタンク、30</u> <u>メートルのホース、ホース巻き、ノズル／ランス取り付け具、</u> <u>緊急用ライト及びサイレンからなる。予備バッテリー及び別</u> <u>の回路基板も電気装置を更に追加できるように組み込まれ</u> <u>ている。消火装置を支持するために、モーターサイクルのい</u> <u>くつかの部分、例えばモーターバイクの後部座席、側部の荷</u> <u>物入れ、トップボックス、後部の保護用フレーム及び乗員用</u> <u>の足かけなどは取り外されている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前
9019. 10	<p>2. マッサージ機</p> <p><u>本品は、椅子に類似したもので、内側に革張りのフレーム及び詰め物をした座席、背もたれ及びヘッドレストからなる。</u> <u>本品は、以下のマッサージの要素が内蔵されている。</u></p> <p>– <u>多数のポイントで振動を伝達するメカニズムを持つ膨張式の袋</u></p> <p>– <u>空気セルのついたローラーシステム</u></p> <p>– <u>延長できるフットレスト</u></p> <p><u>本品は、鉛製の L 字型のガイドレール、前方にスライドするデザイン、腰部分の加温機能、スピーカー、“Bluetooth”コネクションを有し、Android2.0+オペレーティングシステムに対応している。この “zero gravity” マッサージ機は、首から足までのマッサージを、もみほぐし、叩き、振動、指圧又は圧力によって行う。マッサージ機構は、電動式のリモートコントロールを使用することで調節可能である。マッサージの時間、範囲及びスピードは、全て調節可能である。定格出力：260W、定格電圧：110V。</u></p> <p><u>通則 1、3 (b) 及び 6 を適用</u></p> 	(新規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
8517.70	<p>3. 導電性強化ガラス</p> <p>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ 165mm、幅 86mm、高さ 0.55mm である。</p> <p>ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が施されている。</p> <p>(1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷</p> <p>(2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷</p> <p>(3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する 2 つの赤外線インクスポットを印刷</p> <p>(4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</p> <p>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</p>  <p>表 裏</p>	8517.70	<p>3. 導電性強化ガラス</p> <p>本品は、タッチスクリーン式の携帯電話製造用のもので、長さ 165mm、幅 86mm、高さ 0.55mm である。</p> <p>ガラスは、強化及び切断（穴あけ及び面取り加工を含む）されるだけでなく、次の印刷処理が行われる。</p> <p>(1) 導電性インクを用いた企業ロゴ及び導電ドットの印刷</p> <p>(2) タッチスクリーン操作の誤動作または操作できないことを防止し、液晶ディスプレイ（LCD）のバックライトユニットからの光を遮断するための、非導電性・耐熱遮蔽インクを用いた非導電性の縞模様の印刷</p> <p>(3) 電話の組立て後、赤外線センサーへの光の透過を確保する 2 つの赤外線インクスポットを印刷</p> <p>(4) 非導電性・耐熱インクを用いたタッチアイコンの印刷</p> <p>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</p>  <p>表 裏</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。